

後見支援預金の商品概要説明書

ご利用いただける方	<p>預金者（成年被後見人）の成年後見人で、家庭裁判所より後見支援預金の利用について「指示書」の交付を受けた方</p> <p>※ 未成年後見人の方はご利用いただけません。</p>
取扱店舗	全店舗（東陽町・品川支店・インターネット支店・ローンプラザを除く）
口座開設	家庭裁判所から交付された「指示書」に基づき、お申込みいただけます。
対象となる預金	<p>普通預金または決済用普通預金</p> <p>※ スーパー総合口座はご利用いただけません。</p>
小口預金口座	成年後見人が預金者の日常生活のために必要となる資金を預け入れる口座（以下「小口預金口座」という）がこの預金とは別に必要となります。
払 戻	<p>家庭裁判所から交付された「指示書」に基づき払い戻しいただけます。</p> <p>《注意》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・払い戻しの都度、家庭裁判所から交付された「指示書」が必要です。 ・払い戻し資金は、小口預金口座へ振替し、現金払いは取扱いしません。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・口座開設手数料 11,000円（消費税込） ・口座管理手数料 3,300円（消費税込）/年間 <p>《口座管理手数料（前払い）の徴収日と金額》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約時に契約月の翌月から最初に到来する3月末までを月割計算した金額 ・2年目以降は、毎年4月10日（休日の場合は翌営業日）に1年分の金額
定期送金	家庭裁判所から交付された「指示書」に基づき当行の自動送金制度をご利用いただけます。この場合、自動送金依頼書によるお手続きが必要となります。
ご利用できない取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ATMを利用した払戻し等の取引 ・アルファダイレクトバンキング（インターネットバンキング）の利用 ・この預金からの各種料金等の自動支払い ・少額貯蓄非課税制度（マル優）の利用 ・キャッシュカード発行およびキャッシュカード契約を前提とするサービス ・口座振替契約を前提とするサービス
解 約	<p>家庭裁判所から交付された「指示書」に基づき、解約いただけます。</p> <p>ただし、以下の場合は、指示書を提出する必要はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金者が死亡したとき ・法定後見制度の適用外となったとき <p>また、以下の場合は、当行はこの預金口座を解約できるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金者または後見人の責めに帰すべき理由により当行がこの預金を終了すべきと判断したとき ・口座管理手数料が残高不足により引落しできなかったとき
預金保険	<ul style="list-style-type: none"> ・この預金は預金保険の対象です。（預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息が保護されます。）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・口座開設後、この預金は口座開設店窓口以外ではご利用いただけません。 ・詳細は後見支援預金特約を参照ください。後見支援預金特約に定めのない事項については、普通預金規定が適用されるものとします。

2020年6月1日現在